### 2020年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

# 【3 年 標 準 型】

# 小 論 文 試 験 問 題 (配点: 200 点)

# 注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で8ページである。解答用紙は、全部で4ページである。問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
  - 解答用紙は切り離さないこと。
- **4** 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには受験番号及び氏名を、2 ページ 以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 5 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 6 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

次の文章(牧野雅彦『危機の政治学 カール・シュミット入門』講談社・2018年)を読んで、あとの問いに答えなさい。なお、出題に際し、一部省略した箇所および表現を変更した箇所がある。

#### 1 『独裁』(1921年)

シュミットは、第一次世界大戦中の1916年に「独裁と戒厳状態」という論文を書いています。『独裁』における「委任独裁」と「主権独裁」との区別はよく知られていますが、そうした区別の背景を理解する上でも重要な論文です。

シュミットによれば、いわゆる「例外状態(Ausnahmezustand)」に関するドイツの現行法はフランスの立法の影響を受けています。しかしながら、そのフランスにおいても「戒厳状態」と「独裁」の概念については混乱がありました。もともとフランス革命においては「戒厳状態」と「独裁」とは区別されていた。1793年のいわゆるジャコバン「独裁」は、ヨーロッパ諸国の連合による干渉戦争に抗して共和国を防衛するために設立された「公安委員会」の統治であり、「独裁」というのは、まさに対外的危機に対して国民がその政治的実存を守るために行使されるものとして理解されていた、とシュミットは言うのです――メーストルがフランス革命とジャコバン独裁を、その意図に関わりなくフランスを擁護するものと見ていたことを想起してください。

これに対して、「戒厳状態」はもっぱら国内の治安維持の観点から実施される措置になります。王制復古のあとの 1830 年の七月革命の際に、シャルル 10 世は戒厳状態を宣言します。これは、もっぱら国内の騒乱を対象とするものでした。

戒厳状態と独裁との混同が始まったのは、1848年の二月革命においてです。憲法制定議会は6月23日にカヴェニャック将軍にすべての軍事権限を付与することを決定し、24日の議会の法案で「戒厳状態」を宣言します。この「戒厳状態」は、国内騒乱に対処するために、立法権と執行権の分離を前提として執行権限を――通常は軍事指揮権者に――集中するものです。戒厳状態の範囲は、パリなど特定都市・地域に限定されていました。これに対して、フランス革命の際の対外的危機に対処する独裁は、まさに戦争状態に直面して国民とその代表が全土に対して立法を含めたすべての権限を行使するものでした。実際「公安委員会」はみずから発した法律に基づいて権限を行使しています。こうした相違にもかかわらず、1848年のカヴェニャック将軍の戒厳状態での執行権掌握は「独裁」として観念され、批判されるようになる。国内治安維持の「戒厳状態」、そのための軍事指導者への権限集中と、対外的戦争の際の「独裁」との混同、軍事的観点と治安警察的観点との混同は、ドイツの国法学および帝国や各邦の憲法や法律でも継承されている、というのです。

シュミットは、1848年革命に対決しようとしたドノソ・コルテスがなお明確にしえなかった論点、独裁と戒厳状態との区別の問題に取り組もうとしていたと言うことができるでしょう。独裁が単なる治安警察的な権力行使ではなく、対外的危機に典型的に現れる政治

的実存の危機に対処するものであること、そうした観点からシュミットは「独裁」概念の 再定義をすることになったのでした。

「独裁」の概念は、古代共和制ローマの独裁官(dictator)に由来します。これは共和国の対外的・対内的危機に際して無制約の権力を付与された政務官でした。ただし、その権限はあくまでも危機に対応するための時限的・暫定的なものであるところに特徴があります。したがって、独裁は「専制(autocracy)」や「暴政(tyranny)」とは異なる概念です。市民の共同体の存在を前提として、非常時に対処するために主権者たる市民から授権された臨時の権力が「独裁官」なのでした。シュミットは、この本来の独裁を「委任独裁」と呼んでいます。

「委任独裁」の観念は、古代ローマの共和制を模範とするヨーロッパの政治思想の中に受け継がれていきます。例えば、マキアヴェリは、その『ローマ史論』において、共和制維持のための権力としての独裁の事例について論じていて、これを共和制後期のカエサルやスッラの独裁と区別しています。

このように、独裁はもともとは共和制を維持するための暫定的な権力であったのですが、 委託された権力としての独裁という観念は、近代主権論の樹立者ボーダンによって明確な 定義を与えられます。ボーダンは主権と委託された権力とを峻別して、独裁とはあくまで も主権者による委託された権力である、としたのでした。

委任独裁の概念は、主権者たる君主の委託を受けた「コミサール」のさまざまな実践に適用されることになります。『独裁』の第2章では、18世紀までの君主(あるいは教皇)による委託された権力、いわゆる「コミサール」の事例が論じられています。これは1916年論文の「戒厳状態」における軍事指導者の執行権掌握の系譜に連なるものと言うことができます。

これに対して、「主権独裁」の決定的契機となったのがフランス革命でした。君主制が崩壊することによって、人民が主権者として新たな秩序を構築する。その際の権力行使の態様として独裁が出現する。ただし、ここには難点があります。「独裁」というのは本来、主権者から委任された権力ですから、君主の独裁が概念上ありえないのと同様に、主権者たる人民の独裁というのも厳密にはありえません。新たな人民の共和国の建設を遂行するために、主権者たる人民の委託を受けて必要な全権を行使するための独裁とは、いかなるものであるのか。こうして、古代ローマの古典的な独裁、主権者たる共和国の存在を前提とすることのできる「委任独裁」とは異なる独裁概念の構成が必要になったのでした。

ホッブズからルソーに至る社会契約論は、ばらばらの個人からいかにして主権者たる人 民ないし国民を構成するのか、という形でこの問題に取り組んでいたのですが、最終的な 解決を与えることはできませんでした。

立法者は国家の外に立つが法の中にあり、独裁者は法の外に立つが国家の中にある。

立法者はいまだ構成せられざる法にほかならず、独裁者は構成された権力にほかならない。独裁者の権力を立法者に付与し、独裁的立法者、憲法を制定する独裁者を構成することを可能にするような結合ができるや否や、委任独裁から主権独裁が成立する。

ここで立法者というのは、ルソーの言う共同体の「一般意志」に形を与えて法として提案する人物のことです。古代ギリシア以来、そうした立法者はその共同体の外に立つ者とされてきました。したがって、立法者自身は共同体の法を先取りしているがゆえに法の中にいるけれども、その法を制定する権力、その法に基づく具体的な秩序を実現する権力はもたない存在です。これに対して、独裁者はすでに述べたように一時的に法を停止して必要な全権を行使しますが、その権限はすでに構成された共同体を前提としています。両者を結合することにルソーは成功しなかった、とシュミットは言うのです。

この問題に最終的な解決を与えたのが、シェイエスの「憲法制定権力」という概念でした。主権者たる国民の無形の意志である「憲法制定権力」から委任された代理人、これが「主権独裁」である。それは秩序を「制定する権力」としての国民の意志に依拠し、それを具体化するために無制約の権力を行使する。したがって、その権力行使は秩序の根本を形成するという意味において「主権的」ではあるけれども、「制定権力」たる国民からの委託に依拠しているという意味において、あくまでも過渡的・暫定的な「独裁」であるということになります。

『独裁』の第6章では、1916年論文で論じられていた「戒厳状態」の問題が扱われています。すなわち、1848年革命を契機に「戒厳状態」を法的に規制しようとする試みが行われます。そこで扱われたのはもっぱら「政治的戒厳状態」、いわゆる「擬制的戒厳状態」であって、既成の憲法秩序の擁護のために軍司令官の行使する権限が具体的に定められる。これは、フランス革命によって出現した人民の「憲法制定権力」とその受託者たる「主権独裁」とは異なり、すでに「制定された権力」によって委託された「委任独裁」である。このような形で、シュミットはフランス革命以降の独裁の概念を整理し直したのでした。

もとより「主権独裁」と「委任独裁」という定式は、単なる概念史上の興味からなされているわけではありません。『独裁』の終章末尾では、ワイマール憲法の大統領制の問題が 論じられています。

ワイマール憲法第 48 条は非常事態に際して大統領に広範な権限を付与していますが、これは基本的には「委任独裁」の範疇に入ります。大統領に与えられている権限は、確かに「従来の法治国家的解釈からすれば異例の、無条件行動の権限」ではあるけれども、大統領の行使する措置は「事実的な種類の措置であって、立法行為や司法行為ではありえない」。大統領の「独裁」的権限は、あくまでも既存の体制と、そこにおける立法・司法などの権力分立を前提にした「戒厳状態」での権限行使である、とシュミットは言うのです。

ただし、とシュミットは続けて述べています。もし第48条の一般的権限付与が単なる事

実的な措置にとどまらず、「あらゆる任意の立法行為」まで含むとするならば、これは無制限の全権委任を意味することになる。これによって、大統領ないし大統領を監督する国民議会は、制定された憲法の無効化も含めた「憲法制定権力」の担い手となりうる。憲法第48条にはいわば「主権独裁」に拡張解釈される余地がある、と言うのです。

その意味において、ワイマール憲法における大統領の権限をめぐる問題は、ワイマール 共和制そのものの存立に関わる問題なのでした。そこでのシュミットの立場を理解するた めには、ワイマール共和制の構造の中で大統領の占める位置について説明しておく必要が あります。

#### 2 ワイマール共和国の大統領制――マックス・ウェーバーの憲法構想

ワイマール共和国の大統領制については、草案の審議に参加したマックス・ウェーバーが大きな影響を及ぼしたと言われています。ウェーバーの大統領制構想については、彼のいわゆる「指導者民主主義」論との関連で議論されることが多いのですが、彼が直接国民選挙の大統領制を強力に推した最大の理由はドイツの連邦制的構造にありました。

その前提として、第一次大戦前のドイツ第二帝制の連邦制の問題があります。帝制ドイツは、ビスマルク指導下のプロイセンが 1864 年の対デンマーク戦争、1866 年の対オーストリア戦争、1870 年の対フランス戦争という一連の戦争に勝利することによって統一を達成したという背景から、連邦を構成する支邦国家の中で最大の邦国プロイセンが事実上の支配的地位(ヘゲモニー)を占める独特な連邦制国家として成立します。統一ドイツは、その3分の2を占めるプロイセンと帝国(ライヒ)の政府がベルリンに並存し、その両者が、プロイセン国王がドイツ皇帝となり、プロイセンの首相が通常は帝国宰相になるという人的結合によって結びつく、という二重国家の形をとっていました。

1918年の敗戦と革命による帝制の崩壊によって、プロイセンの優位は廃止されます。フーゴ・プロイスの憲法草案は、さらにプロイセンを解体して、大小さまざまな規模であったラント(支邦)を整理するとともに、支邦政府の代表で構成されていた連邦参議院を邦議会から選ばれた上院に改変して、プロイセンをはじめとする諸邦政府の中央(ライヒ)に対する影響力を削減しようとするものでした。しかしながら、ライヒの強化、単一国家化の傾向に対しては諸邦政府の側から強い反対があり、プロイセン解体案は挫折します。敗戦直後にはプロイセンをはじめとして諸邦の君主制は崩壊して、社会民主党や急進的な革命諸派が政権を握っていましたから、そうした勢力の下でも諸邦とその政府の権限を維持しようとする利害関係がいかに強力であったかを、このことは示しています。マックス・ウェーバーは、プロイスとともに臨時政府の下で行われていた憲法草案審議に参加していましたが、プロイセンを解体するというプロイスの提案はおそらく実行不可能だと見ました。事実、ウェーバーの予想は的中して、プロイセンの解体はおろか、微細な小邦を含めた帝制期の支邦の構成は手つかずのまま維持されることになります。こうして、ライヒと

プロイセンのいわば二重国家の状態は——ライヒ優位の方向に傾いたとはいえ——存続することになったのでした。

そこで、ウェーバーはこう問題を立てます。プロイセンその他の諸邦の非常に不揃いな連邦制的構造がそのまま残る以上、プロイセンとライヒの中央政府との関係の問題も残ることになる。しかも、帝制においてはプロイセン優位の形で両者が結合していたが、これが解体されるとなると、ひとたび両者の対立が顕在化すれば、調停不可能になる危険がある。両者の対立を調停して、しかもこれを帝制期とは反対に、ライヒの中央政府優位の形で解決する強力な機関が必要となる。直接国民全体から選ばれて強力な権限を与えられた大統領のみが、これを果たすことができる、と。

事実、ライヒの中央政府とプロイセン政府との対立は、革命当初には穏健派社会民主党が主導権を握る臨時革命政府と、より急進的な革命諸派が支配するベルリンのレーテ執行委員会との対立から始まり、革命が鎮静化したあとにも、中央党や民主党などのブルジョア諸政党の連立政権が主導する中央政府と社会民主党中心の政権が主導するプロイセン政府との対立という形で、ワイマール共和制の政治のあり方を左右する問題として継続していくことになります。ウェーバーの大統領制構想は、そうしたドイツの特殊な連邦制的構造にともなう問題に対する処方箋でもありました。

シュミットは、こうしたウェーバーの問題意識をよく理解していました。と同時に、そこにはなお問題が残されていると考えます。1928年の『憲法理論』で、彼はこう述べています。選挙によって直接に国民の信任を受けた大統領には、中央政府とプロイセン政府、あるいは諸邦政府間の対立など、主要な国家諸機関の間に対立が生じた時に調停者としての役割を果たすという機能が与えられていると同時に、他方では強力な政治指導者の役割が期待されているように思われる。だが、大統領が実質的な政治指導者として行動しようとする場合には、議会の信任を受けた首相と直接に国民の負託を受けた大統領という二人の政治指導者が並立することになる。仮にもし両者の間に対立が生じれば、これは非常に危険な事態になりかねない。強力な政治指導者としての大統領と、諸国家機関の中立的な調停者としての大統領という二つの異なる役割のうち、いずれの側面が優位するかは実際の運用によって変わってくるけれども、基本的には後者、すなわち「中立的権力」としての役割に集中すべきである、というのです。

「中立的権力」としての機能と「委任独裁」、さらには「主権独裁」との区別と関連、これがワイマール共和制における大統領制の運用をめぐるシュミットの立場を理解する鍵になります。

#### 3 『憲法の番人』(1931年)

大統領制の運用の問題について、シュミットは1920年代半ばから論説を書いていますが、 危機の進行に直面して改めて論じたのが『憲法の番人』です。ここで「憲法」の擁護者と してまず挙げられるのは、司法です。シュミットも「市民的法治国家」の原則を高く評価して、その前提としての司法の独立を重視しています――『憲法理論』の第 2 部は「市民的法治国家」の検討にあてられています。しかしながら、司法による政治・行政に対する統制には一定の限界がある、というのがシュミットの立場でした。もともとドイツにおいては君主制と市民階級を代表する議会とが法的な権限をめぐって争いを繰り返してきました。そうした背景から、19世紀以来の「法治国家論」においては、政府や大臣の責任を法的・司法的な形式で追及すること、「大臣の法的責任性」の確立こそが「法治国家」の完成とされてきた。しかしながら、政府や大臣の法的責任を司法的形式で追及することは、本来政治的になされるべき責任の追及を阻害することになる、というのです。

さらに、ドイツではマックス・ウェーバーも指摘していた連邦制の問題がそこに介在し ます。連邦制国家は形式的には構成国家たる支邦の契約・条約によって成立しますから、 そこで連邦と支邦、あるいは支邦相互の間に紛争が生じた場合に、これを調停する機関が 必要になります。ワイマール憲法では、そうした紛争解決のための国事裁判所が設立され て、一定の役割を果たすことになります。しかしながら、そこには限界がある。「国事裁判 所が司法形式的に憲法係争事件に判定を下すべきものであるとするならば、何が憲法係争 であるかが、あらかじめ明白でなければならない。このような問題は「形式的」な答えで 片づけられるものではない」。例えば、連邦国家の場合であれば、連邦設立の場合になされ た契約ないし妥協についての係争は、その内容が具体的に確定可能で、そこから判決の導 出が可能になるかぎりにおいて裁判形式での紛争処理は可能となる。これは条約をめぐる 国家間の紛争が裁判ないし仲裁裁判によって処理可能であるのと同様です。言い換えれば、 連邦制国家の構成国家間のみならず、およそ諸国家機関の係争が裁判・司法形式で処理で きるのは、憲法が一定の契約であり、その具体的な契約内容に対する明白な契約義務違反 という形で憲法に対する侵害を確定できるかぎりにおいてである、ということです。その ような条件が十分に満たされない場合に、諸国家機関の間の紛争を誰が調停することがで きるのか――これがシュミットの問題提起でした。

シュミットの答えは、こうです。国家諸機関の間でそのような紛争が起きた場合にこれを調停できるのは、高次の第三者か、あるいは並列的だが「中立的な第三者」しかない。高次の第三者の場合は、これは文字どおり「憲法の主人」となる――憲法制定権力の発動はこちらにあたります――とすれば、大統領が果たすべき役割は「中立的権力」のそれである、と。

すでに『憲法理論』で述べていたように、君主主権と人民主権とのせめぎ合いの中で、 君主が主権、つまりは憲法制定権力としての実力を喪失しつつも、なおかつ「権威」の担い手として、諸国家機関の調停者としての役割を果たすことがある。「君臨すれども統治せず」という立憲君主の代替物としての役割を共和国の大統領は果たすことができる、というのです。 ワイマール共和制における大統領は代替的な立憲君主としての機能を果たしてきた、とシュミットは見ています。第一次大戦のタンネンベルクの戦いでロシア軍を打ち破った英雄ヒンデンブルク元帥が国民的な支持を得て大統領に就いたのは君主の代替としての意味をもっていましたし、初代大統領であった社会民主党のフリードリヒ・エーベルトも――彼の場合には結局国民選挙は実施されませんでしたが――1920年代前半の共和制の確立に重要な役割を果たしています。シュミットが挙げているのは、1922年の共和国中央政府とバイエルンとの紛争の事例です。

1922年6月24日、外務大臣であったユダヤ人の政治家ラーテナウが右翼によって暗殺されます。これに対して共和国政府は「共和国保護法」を提案し、法案は7月18日に社会民主党から人民党に至る共和派諸政党が支持して、国会を通過して21日に発布されますが、保守的な勢力の根強いバイエルンがこれに反対、翌7月19日にバイエルン政府は共和国の法案に対抗する法令の審議に入ります。ベルリンの中央政府とバイエルン政府とが対立する事態に、大統領エーベルトは7月27日にバイエルン政府に対して、事態がこのまま推移すれば、大統領たる自分は「憲法の番人」として憲法第48条の緊急令を発動してバイエルンの法令の廃棄に向けて動かざるをえない、との書簡を送り、正面衝突を未然に防いで事態を収拾したのでした。

1923年に賠償支払いをめぐるフランス・ベルギー連合軍のルール占領に直面して、中央政府は改めて保守派の支配するバイエルンならびに左翼政権のザクセン、チューリンゲンの諸邦政府と対立することになります。そこでは、大統領による緊急令の発令とザクセン政府に対するコミサールが派遣されます。大統領の「中立的権力」というのは、そうした非常手段発動の一歩手前で、非公式の形で調停する形での権力あるいは影響力の行使のことを指しています。

「中立的権力」の行使は、1920年代末、ヒンデンブルク大統領の下でも行われています。 シュミットが挙げているのは、1928年12月の国事裁判所長官ジーモンスのライヒ大統領 への訴願の事例です。

問題の発端は、ライヒ国鉄に対する支邦政府の関与要求でした。もともとドイツの鉄道は支邦が所有していたのですが、ワイマール共和制になって、先に述べたようなラント= 支邦に対するライヒ=中央政府の財政的強化の流れもあってライヒの所有に移管され、さらに1924年のドーズ案で賠償の担保に鉄道があてられることになったのを受けて、ライヒ国鉄が設立されます。国鉄の管理に関しては、すでにプロイセンが関与を求めて、国事裁判所はこれを認める裁定を下していたのですが、さらにバイエルン、ザクセン、バーデンの諸邦が空席となった国鉄取締役会の選定への関与権を要求して国事裁判所に訴えて、国事裁判所は諸邦政府の要求を受け入れます。ライヒ政府はこれに異議を唱え、結果的に国事裁判所とライヒ中央政府とが対立する事態になる。そうした事態を受けて、国事裁判所長官ジーモンスは大統領ヒンデンブルクに調停を求めたのでした。

シュミットは、こう主張します。国事裁判所を「憲法の番人」として重視する考え方か

らすれば、国事裁判所の長官が大統領に中央政府との調停を求めるという事態は本来望ま しくないことになる。事実、そうしたやり方は憲法上の正式の手続きとは言えないし「憲 法の精神にも反する」という批判があるけれども、これはまさに大統領の「中立的権力」 としての役割にかなったものである、と。

ヴァルター・ジーモンスは、パリ講和会議に代表団の総監督(Generalkommissar)として出席、さらにワイマール初期のフェーレンバッハ内閣の外相(1920年6月-21年5月)を務めたあと、ライプツィヒの国事裁判所の長官(1922年から29年まで)を務めた人物で、エーベルト大統領の死去にともない、憲法の規定によりライヒ大統領職も兼任して、ヒンデンブルクへと引き継いでいます。ヒンデンブルクが当選した大統領選挙では、候補の一人として名前が挙がった人物でもありました。そのジーモンスがラントとライヒとの対立に対する裁決をめぐって生じた国事裁判所とライヒ政府との対立に際して、大統領ヒンデンブルクにいわば「非公式」の調停を要請したのでした。

このように、シュミットが挙げている大統領の「中立的権力」の事例は、ライヒの中央政府と支邦政府との間の対立——その背後にはラーテナウ暗殺や賠償問題など共和国の存立に深く関わる問題がありました——が生じた時に、これが顕在化・表面化するのを避けて行使される「非公式」の政治的影響力の行使でした。そうした非公式の調停では立ち行かなくなったとき、最後の手段として登場するのが、ワイマール憲法第48条に基づく緊急令の発動、コミサールの派遣という形でなされる「委任独裁」ということになります。

問1 シュミットは、「戒厳状態」と「独裁」とをどのように区別しているか。著者の見解 を160字以内で説明しなさい。

(配点:30点)

問 2 シュミットは、「委任独裁」と「主権独裁」とをどのように区別しているか。著者の 見解を 340 字以内で説明しなさい。

(配点:70点)

問3 ウェーバーとシュミットは、ワイマール共和国の連邦制的構造にそれぞれどのような問題を見出し、その問題にそれぞれどのように対処しようとしたか。著者の見解を 500 字以内で説明しなさい。

(配点:100点)

## <出題の趣旨等 2020年度 小論文>

#### [出題の趣旨]

問1~問3すべて、文意を的確に把握し、それを精密な論理によって表現する能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本 的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる 能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として 問われている。

#### [配点]

問1 30点

間2 70点

問3 100点

合計 200点

#### [採点基準]

・間1について

問題文1頁の内容を、「戒厳状態」と「独裁」とを対比しながら、手際よく要約できるかどうかがポイントとなる。

著者の整理によれば、シュミットは「戒厳状態」と「独裁」に次のような特徴と相違点を 見いだしている。

#### 「戒厳状態」:

- 国内の治安維持を目的として実施される
- 立法権と執行権の分離を前提として、執行権限を軍事指導者へと集中させる

#### 「独裁」:

- 対外的危機に対して国民が政治的実存を守るために行使される。
- 立法を含めたすべての権限を行使する

これらの点を明確にしながら適切に記述することが求められる。

#### ・問2について

問題文 2~3 頁の内容を、「委任独裁」と「主権独裁」とを対比しながら、手際よく要約できるかどうかがポイントとなる。

著者の整理によれば、シュミットは、a)委託者、b) 形態、c) 目的の違いから、「委任独裁」と「主権独裁」とを区別している。

#### 「委任独裁」

- a) 主権者による委託(君主の委託を受けた「コミサール」にも適用される概念であるので、委託者は「主権者たる市民」に限定されない点に注意)
- b) 一時的に法を停止して必要な全権を行使

c) すでに存在する共同体を前提として、危機に対応

#### 「主権独裁」

- a) 主権者たる国民の無形の意志である「憲法制定権力」による委託
- b) 無制約な権力を行使
- c) 新たな秩序を構築する

これらの点を明確にしながら適切に説明することが求められる。

#### ・間3について

問題文 4~8 頁の内容を、ウェーバーとシュミットの考えを対比しながら手際よく要約できるかどうかがポイントとなる。

著者の整理によれば、ウェーバーとシュミットは、ワイマール共和国の連邦制的構造が抱える問題とその対処策について、次のような対比的な考えを持っていたという。

#### ウェーバー:

#### 問題点

● 最大の支邦であるプロイセンと、ライヒの中央政府との間に対立が生じた場合に、両者の対立を調停できない

#### 対処策

● 国民全体から選ばれて強力な権限を与えられた大統領が両者の対立を調停する

#### シュミット:

#### 問題点

● 連邦と支邦、あるいは支邦間で紛争が生じた場合に、司法によってその紛争を 解決できないときは、それを調停することができない

#### 対処策

- 中立的な第三者である大統領が非公式に政治的な権力を行使して紛争を調停する
- 非公式の調停では紛争を解決できないときには、緊急令を発動し、委任独裁に よって紛争を処理する

これらの点を明確にしながら適切に説明することが求められる。

以上